

生活クラブ虹の街

18年度 こども食堂基金 助成団体募集



組合員からの寄付を
こども食堂に届けます

2018年度

生活クラブ虹の街では、地域のこども食堂の運営支援をすすめています。

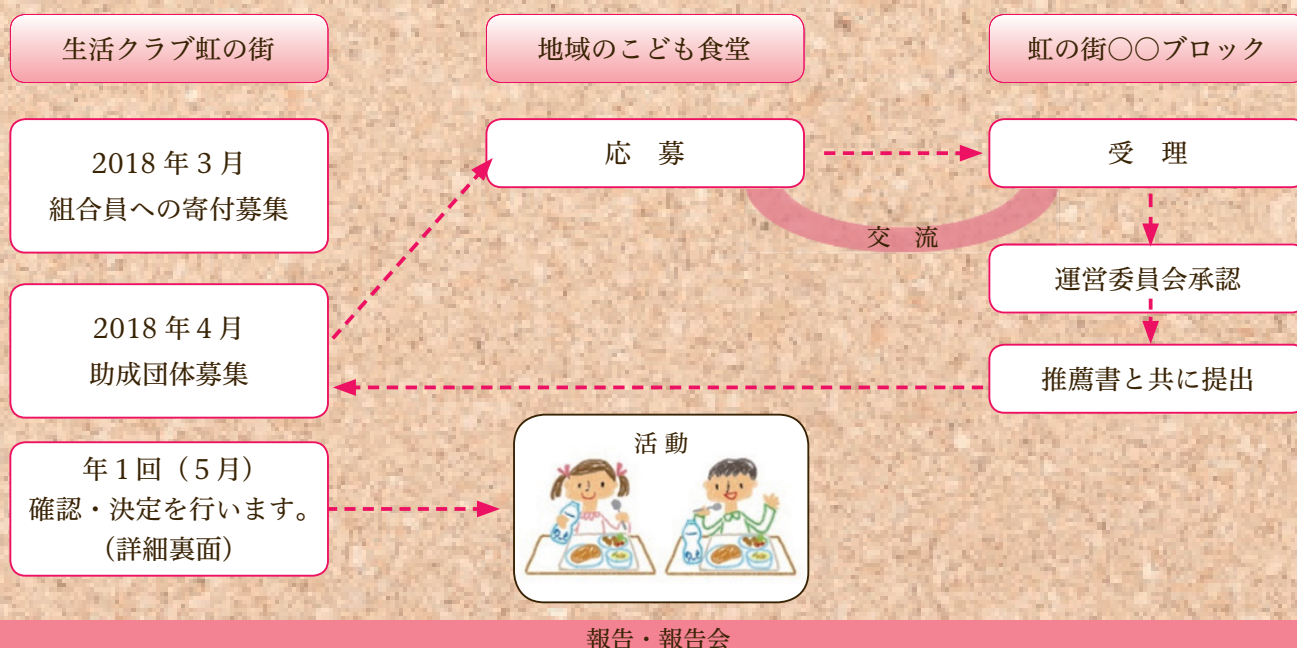
2017年度は、組合員の皆さまからいただいた寄付のおかげで、
24団体へ総額1,274,300円を助成することができました。

こども食堂は、こどもがひとりでも行くことができる食堂。

おおぜいであたたかい食事を囲むことで、地域の皆さんと顔見知りになり、
ちょっとしたことを相談できる、そんな場を地域にたくさんつくりたいと思っています。

地域で、こども食堂を始めよう、長く続けようとして活動している皆さんへ、

18年度も、思いを寄せていただいた組合員からの寄付をこども食堂に届けます。



これは組合員の寄付による活動助成です。裏面の募集要項の条件等をよく確認の上ご応募ください。
問い合わせや、募集要項の取り寄せについては、該当するブロックまたは下記までご連絡ください。

問い合わせ：生活クラブ虹の街 福祉・たすけあい事業部 tel：043-278-7768

生活クラブ虹の街 子ども食堂基金
応募要項

助成の目的

子ども食堂基金は、地域の子ども食堂を応援したいという生活クラブ組合員からの寄付を、生活クラブ虹の街が預かり、子ども食堂運営団体に助成するものです。

この助成を通じて、おおぜいの支援の力で子ども食堂が運営され、子どものみならず多世代による交流が生まれ、支え合う関係性が地域に根ざすことを目的としています。

対象となる活動と助成金額

- ① 子ども食堂の立上げ・運営または運営
1 団体・個人あたり上限 5 万円
助成総額は、組合員の寄付総額により変動します。

受付締切と決定時期、助成活動実施期間

下の表を参照してください。

※募集は原則年 1 回（4 月）とし、原資（組合員からの寄付残金）の状況を見て、追加の募集を検討します。

対象団体

次のすべてに該当すること

- ① 千葉県内で活動する、または活動を予定する子ども食堂運営団体・個人
② 申請した事業を適切に実施できる団体・個人
③ 活動場所を担当する生活クラブ虹の街のブロックと交流を持つ意思があること。
④ 以下のいずれにも該当しないこと
・政治活動や宗教活動を主たる目的とする活動
・暴力団等、その他法令、公序良俗等に違反する団体・個人

助成対象経費

申請した事業実施に係る次の費目

食材・道具等の購入、施設整備・維持費等
※人件費には活用できない。

助成申請方法

- ① 所定の申請書に記入の上、締切までに活動場所に該当するブロックに提出してください。

- ② 提出後、受け取ったブロックから改めて連絡させていただきます。

その後ブロックが推薦書を作成し、ブロック運営委員会での承認を経て、申請書に推薦書を添えて、窓口である福祉・たすけあい事業部に提出します。

※ブロック、提出先がわからない場合は、下記までご連絡ください。

確認・決定について

- ① 確認 生活クラブ虹の街福祉委員会
② 決定 生活クラブ虹の街理事会
③ 選考基準

- ・子どもの貧困や孤立といった地域の状況をふまえ、改善にむけて地域に貢献しようとする意思を持っていること。
- ・活動計画にそった運営を行う体制が整っていること。
- ・活動目的を共有する担い手を広げていく意思があること。

助成決定後について

- ・理事会決定後助成の可否について連絡します（郵送）。
- ・助成が決まった団体・個人は、助成承諾書をご返送ください。
- ・助成金は決定の翌月中に振り込みを行います。
- ・助成金を活用した活動報告書を、助成活動終了後 1 カ月以内に提出してください。
- ・交流や寄付者への報告を目的に、活動の場を訪問することがあります（あらかじめご相談します）。
- ・助成決定後、やむを得ない理由で活動内容を変更し、助成金を活用できなくなった場合は下記までご連絡ください。
- ・助成金を申請書記載以外の用途に使用した場合や、申請内容に著しく齟齬がある場合は、助成金を返還していただく場合があります。
- ・子ども食堂の活動や助成内容について、生活クラブ虹の街の機関紙やウェブサイトに掲載することがあります。

【問い合わせ】

生活クラブ虹の街 福祉・たすけあい事業部
〒261-0011 千葉市美浜区真砂 5-21-12
tel : 043-278-7768 fax : 043-279-7490

締め切り	決定	助成活動期間
4 月 17 日（火）	5 月 29 日（火）	2018 年 6 月～2019 年 5 月